

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。特に児童生徒においては、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を及ぼすおそれがあります。また、いじめの当事者のみならずその家族や友人といった周囲の人たちの心身にまで深い傷を残すこととなります。

いじめを防止するためには、市民全員がいじめ問題に関する現状や課題を共有し、それぞれの役割を認識し、また、児童生徒自身も安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで大和郡山市は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号 以下「法」という。）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）「奈良県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「大和郡山市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

令和4年3月の改訂から3年が経過するなかで、令和4年12月には「生徒指導提要」の改訂、令和6年8月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂など、国ではいじめ事象の防止や早期発見、早期対応について、より進んだ考え方が示されてきました。

改訂版の生徒指導提要では、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が示されました。いじめ問題において、社会でも注目される様々なケースが取り上げられることもあり、法の定義に則り積極的ないじめの認知、教職員一人一人のいじめの予防や指導力の向上、いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめに向かわない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められるようになりました。

そこで今回、令和7年3月に「県の基本方針」が改訂されたことをうけ、前回の改訂からより一層効果的にいじめ防止を進めていくための指針となるよう、令和7年度において基本方針の改訂をすることにしました。

第1章 基本的な考え方

1 いじめの定義

法において「いじめ」とは、以下のように定義されています。

児童等（学校に在籍する児童または生徒）に対して、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（平成25年「いじめ防止対策推進法」第2条）

この定義をふまえ、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが大切です。

この際、いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」と限定して解釈されることのないよう努めなくてはなりません。例えば、いじめを受けた児童生徒が、相談しにくい状況にあること、本人がそれを否定する場合が多々あること、そしてその一方では気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行うことが重要です。

前述の、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味し、けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害意識に配慮し、いじめに該当するか否かを判断することが必要となります。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要となります。他方、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめにあたりと判断した場合でも、例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感

じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要があります。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」項目より)

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが適当であるものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を考慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取らなくてはなりません。また、保護者等に対してあらかじめ各校のいじめ防止基本方針や対応等について、周知しておくことも必要です。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめ防止のために、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、全ての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう努める必要があります。
- 児童生徒の理解に重点を置き、学校と地域や家庭、関係機関等と連携した指導体制を構築し、いのちの尊さや他者との関わり、人間としての生き方を学ぶ教育を推進する必要があります。
- 全ての児童生徒を、いじめを行う側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを「許さない・見逃さない」学校・社会をつくるために、地域の教育力を高めることに努める必要があります。

- いじめの問題の本質にある人権意識の課題やその重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進する必要があります。
- いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある深刻な人権侵害事案です。
- いじめを防止するためには、特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会で取り組む必要があります。
- 児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校の内外を問わず、学校、家庭、地域などが主体的かつ相互に協力し、活動する必要があります。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、市教育委員会、学校、家庭、地域その他の関係者が連携して行われなければなりません。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止に向けた方針

根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要であります。

<大和郡山市として>

- ア いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施します。
- イ いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。
- ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じます。
- エ 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行います。

<学校として>

- ア 全ての教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。
- イ 児童生徒が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援します。
- ウ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- エ いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- オ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努めます。

<保護者、家庭として>

- ア どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、スマホや SNS 等の使い方についてもきちんと把握し、適切に指導します。また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけます。
- イ 児童生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに協働して取り組みます。
- ウ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報します。

<児童生徒として>

- ア 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めます。
- イ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めます。

<市民、関係機関等>

- ア 市民等は、大和郡山市の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。
- イ 児童生徒の生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めます。
- ウ 児童生徒の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努めます。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処への前提であります。全ての大人が連携して、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要となります。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、けんか、遊びやふざけあいのように見えたりするなど大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に組織的に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要です。また、発生しているいじめを初期段階のものも含め漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが大切です。

いじめの早期発見のため、市教育委員会及び学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

<いじめの認知に関する考え方>文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知(平成 27 年 8 月 17 日付け 27 初児生第 26 号)

- ① いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、未然防止に努めていても、発生すると考えておくことが大事です。教師から見て児童生徒間のトラブルやけんか、ふざけあいと見えるもののなかにいじめがあると考え、限定的に解釈せず、認知にあたる必要があります。
- ② いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。
- ③ 児童生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する必要があります。
- ④ 学校においては、発生しているいじめを初期段階のものも含め漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要です。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で

適切に指導する等、組織的な対応を行うことが重要です。また家庭や市教育委員会等への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が大切です。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくと共に、学校における組織的な対応が可能となるような体制整備に努めなくてはなりません。

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめを行う背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを充実させることが必要です。

指導に当たっては、関係する児童生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、児童生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮しなければなりません。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を考慮しつつ、当該児童生徒が更なる苦痛を感じることはないよう、場合によっては速やかに警察等の関係機関に相談・通報の上、連携して対応することが重要です。

また、特別な支援を必要とする児童生徒は、いじめを受ける対象になりやすく、またいじめを行う側になることもあるため、保護者との連携を密にし、適切な配慮を行うことが重要です。

(4) いじめの解消について

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの「解消」について以下のとおり規定されています。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」

平成25年10月文部科学大臣決定（平成29年3月最終改定）より）

これらの考え方を踏まえ、特に、以下の点にも留意しながら対応する必要があります。

いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられます。そこで、引き続き、いじめを受けた児童生徒を十分観察し、場合によっては、医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行っていきます。

（5） 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）などを活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが大切です。

また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することも重要です。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、市教育委員会や学校においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、中央子ども家庭相談センター、医療機関等）との連携が必要です。また、法において、例えば事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していくことも必要になります。そのためには平素から、市教育委員会や学校と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく必要があります。

(7) 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、さまざまな観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を通して現状の課題を把握することが必要です。

そのため、学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組むことが重要です。

第2章 いじめの防止等のための施策

1 大和郡山市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携強化を図るため、条例により「大和郡山市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

2 大和郡山市いじめ問題対策委員会の設置

大和郡山市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、市教育委員会の附属機関として、条例により「大和郡山市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置します。

構成は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、その公平性・中立性を確保します。

また、「対策委員会」の機能は、以下のとおりとします。

ア 市教育委員会の諮問を受け、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究、審議を行います。

イ 学校におけるいじめの事案等について、市教育委員会が学校から報告を受け、自ら調査を行う場合は、必要に応じて当該組織が調査を行います。

ウ 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ります。

エ 重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行います。なお、重大事態への対処については「第4章 重大事態への対処」において詳述します。

3 市教育委員会の取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進します。

ウ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査、その他の必要な措置を講じます。

エ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。

オ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。

○ 教職員向け手引き等を活用した教職員への研修

○ 教職員向け手引き等を活用した生徒指導担当者、人権教育推進担当者、道徳教育推進担当者、特別支援教育コーディネーター等への専門性を高める研修等

カ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じます。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、情報リテラシーの育成や「ネットいじめ」等の現状や危険性の認知が進むよう必要な啓発活動を実施します。

キ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について必要な広報その他の啓発活動をします。

ク 学校運営協議会制度などを通じて、基本方針の周知徹底と学校・地域・家庭が連携するシステムの構築をします。

ケ 児童生徒のボランティア活動や地域行事への積極的な参画を推進します。

コ 学校間の協力連携体制の推進をします。

サ 学校評価におけるいじめ防止等のための取組に係る達成状況の点検をします。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

○ 市教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、すみやかに当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、または当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行います。

- 市教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- いじめが起きた場合には、いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。これらの対応について教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言します。
- いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、学校での適切な指導・支援やいじめを受けた児童生徒の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言します。

第3章 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針をもとにして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容とします。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。

さらに、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者等地域の方にも参画を求めるなど地域を巻き込んだ学校基本方針になるように努めます。

策定した学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じ、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明などで周知に努めます。

なお、学校基本方針は、国や県、市教育委員会等からの指導や情報提供、日常の点検と評価などにより、継続的に見直しを図り、必要に応じて見直していくものとします。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

各学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、学校長のリーダーシップの下、常設の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとします。

この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、当該学校の複数の教職員（管理職、主幹教諭、教務主任、学級担任、教科担任、生徒指導主事、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、児童会・生徒会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等）に加え原則として、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、更に実効的ないじめの問題の解決に資することが大切です。また、必要に応じて市教育委員会が支援

を行います。

なお、児童生徒や保護者、地域に対して、この組織の存在及び活動が認識されるような取組（集会等の際にいじめの防止の取組の説明をするなど）を積極的に行うことが大切です。

【組織における主な役割】

- 年間計画の作成、取組の実施、進捗状況の確認、定期的な検証、計画・取組の修正
- 教職員の共通理解と意識の向上
- 児童生徒、保護者、地域への情報発信
- いじめの相談・通報の窓口の設定
- いじめ事案、いじめが疑われる事案への組織的な対応
- 情報の収集・記録・共有、事実関係の聴取・確認
- 指導や支援の体制、対応方針の決定、経過の記録・共有
- 保護者との連携・報告
- 重大事態への対応（調査、資料提供等）

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

いじめ事象に適切に対応していくためにも、教職員は、豊かな人間性や社会性、教養等を有し、良好な人間関係を構築する力を備え、状況や目的に応じて、相手の思いを正しく受け止め、自分の思いを適切に伝える優れたコミュニケーション能力を備えておかなければなりません。また、高い倫理観や豊かな人権感覚を有するとともに、優れた自己管理能力を備えておく必要があります。さらに、愛情をもって児童生徒との信頼関係を築き、責任感をもって職務に当たる必要があります。

教職員はこれらの素養を備えていることを前提に、以下の対応を行うものとします。

(1) いじめの防止のための取組

いじめは、どの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。生徒指導提要においても、全ての児童生徒を対象とする「発達支持的生徒指導」の中で、いじめ防止につながる取組として、以下のような点が挙げられています。

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
 - ② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
 - ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
 - ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す
- (『生徒指導提要』第4章いじめ 4.3.1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導)より)

未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であり、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、多様性や互いの違いを認め、尊重し合える人間関係・学校風土をつくることが大切であり、いじめを許容しない雰囲気醸成に努めます。

児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、情報モラルや情報リテラシーを身につけさせるための教育を実施します。さらに児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることについての啓発に努めます。そして、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であることへの理解を促します。

また、特に配慮が必要な、発達障害を含む、障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒、被災した児童生徒または被災等により避難している児童生徒等に関する理解の促進と適切な指導・支援を行います。

(2) 早期発見のための取組

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、けんか、遊びやふざけあいのように見えたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、児童生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、早い段階から適切に組織的に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築、職員間での情報の共有等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す様々なサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査(いじめに関するアンケート、こころと生活等に関するアンケート)

ト、人権を確かめあうアンケート等)に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組みます。

(3) いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職に報告し、全教職員で共有するとともに、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、多面的な視点から情報整理や丁寧なアセスメントを行い、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

さらに、「個人別生活カード」等またはそれに準ずるものによる記録、小学校においては「気付き見守りアプリ」への入力を徹底し、それらを活用することで、教職員間の情報共有やその後の具体的な指導・支援に役立てます。

また事案に関する事実関係、指導・援助方針を正確・丁寧かつ速やかに保護者に説明します。特に児童生徒や保護者からの訴えにより「いじめ事象」を把握した場合には、より早い対応が求められます。保護者への説明は、原則として、直接対面及び複数名で対応し、状況に応じて管理職を含めて対応します。

また、必要に応じて市教育委員会にいじめの発生や対応について報告し、校内いじめ防止対策委員会への外部専門家の活用を検討するなど、いじめの再発防止に努めます。

<いじめを受けた・いじめを行った児童生徒の指導と支援について>

【いじめを受けた児童生徒に対して】

いじめを受けている児童生徒及び保護者には、学校が徹底して児童生徒を守る姿勢を伝え、不安を取り除きます。また、今後の指導方針を伝え、対応について、本人及び保護者の了解を得ながら進めます。保護者には、指導とその結果について、適宜、丁寧な連絡を行います。

また、学校は、教職員間の連携による見守り体制を構築し、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応します。いじめを受けた児童生徒が登校できない場合は、学習機会の保障をはじめ学校復帰のための支援を検討します。いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒と接することを恐れる場合には、できる限り物理的及び SNS 等による WEB

を介した接点を絶つような配慮や対策を講じ、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとします。

なお、いじめを受けた児童生徒に転学する必要が生じた場合、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると捉える必要があります。重大事態の調査実施の有無に関わらず、その支援と転学先と連携したケアを継続して行います。

【いじめを行った児童生徒に対して】

いじめを行った児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させます。その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有します。いじめを行った児童生徒がいじめをしたと十分に納得できていない場合は、保護者とともに児童生徒の行為の背景要因を探り、成長支援という視点をもちながら理解を促せるように働きかけます。なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携するとともに、いじめを行った児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校・警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、警察との連携による措置も含め対応を行います。懲戒を加える際は、本人に弁明の機会を与え、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意します。

なお、この場合においても、いじめを行った児童生徒に対する学習機会の保障等の配慮や対応が必要です。いじめを受けた・いじめを行った児童生徒だけでなく、周囲の児童生徒それぞれへの人間的成長につながるよう継続的な指導と社会的自立を目指した支援を行うものとします。

(4) 地域や家庭、関係協力機関との連携

学校運営協議会制度などを活用し、学校と地域、家庭が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組みます。

また、少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官等による授業や学校の見守りなど、警察との連携体制を構築します。暴行、恐喝等犯罪行為として取り扱われるべき可能性のある事案に関しては、警察や少年サポートセンターに相談し、いじめを受けている児童生

徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、学校・警察連絡制度に基づいて通報し、十分な連携を図ります。

さらに、いじめ事象に関わる児童生徒への支援のため、必要に応じて心理相談機関や医療機関及び児童相談所や福祉事務所などの福祉機関、民生委員らと連携します。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、法第28条第1項の①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や、②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」をいいます。

①については、例えば児童生徒が自死を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手します。

さらに、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等に当たります。

なお、重大事態の疑いのあるケースでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒について、以下のように定義されています。

対象児童生徒・・・“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童生徒

関係児童生徒・・・いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒

他の関係児童生徒・・・関係児童生徒のうち、いじめを行った児童生徒以外の児童生徒

(令和6年8月「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より)

2 重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとるためには、平時から学校の全ての教職員は、いじめ防止対策推進法、国の基本方針、ガイドライン、「生徒指導提要(改訂版)」、及び県・市基本方針を理解することが必要です。

学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、市教育委員会や関係機関と連携体制を構築します。

3 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断は、市教育委員会または学校が行います。市教育委員会または学校は、ガイドラインに示されている重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始します。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から市教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく市教育委員会と協議するなど、丁寧に対応することが必要です。

児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられます。

4 重大事態の報告（第一報）

学校において、重大事態が発生した場合には、速やかに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡します。報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断します。

また、市教育委員会より、速やかに大和郡山市長及び奈良県教育委員会に報告します。

5 調査を行うための組織

市教育委員会または学校は、対象児童生徒・保護者との情報共有のため、市教育委員会と学校が連携して迅速に窓口となる担当者を決めるとともに、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。

市教育委員会が調査主体となる場合は、市教育委員会のもとに置く「対策委員会」が調査を行います。また必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を

有しない者が「対策委員会」に参加します。

学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される「いじめの防止等の対策のための組織」を調査を行うための組織の母体とします。なお、その際には、市教育委員会が指導・助言を行います。

また、児童生徒が自死等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が市教育委員会または学校が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることにします。

なお、それまでの経緯や事案の特性から必要性がある場合、あるいは、対象児童生徒または保護者が望む場合には、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査と並行し、市長による調査を実施することがあります。この場合は、対象児童生徒の心理的負担に配慮し、児童生徒及び保護者の了承の下、調査主体が連携し、調査データの活用や再分析などの工夫をすることがあります。

また、対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いて、当該組織の構成員には、学校においてはいじめ対策組織が中心となった上で、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加え、教育委員会が主体の場合には、これらの専門家を充て、当該調査の公平性・中立性を確保します。

6 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

調査を始める前に対象児童生徒・保護者、関係児童生徒・保護者や他の関係児童生徒・保護者に対し事前説明を行います。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながります。また事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があります。また、調査組織の構成については、対象児童生徒・保護者に説明し、組織の構成に納得したうえで調査を開始します。また、関係児童生徒・保護者や他の関係児童生徒・保護者への説明も行う必要があります。

7 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。市教育委員会または学校は、「対策委員会」等に対して積極的に資料を提供します。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮しなければなりません。

質問紙調査に先立ち、調査結果については、対象児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明する等の措置が必要となります。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。そのため、平素より調査を行うための組織を設置しておくことが望まれます。また、対象児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行います。

調査では、ガイドライン(第8章第3節)に記載されている調査報告書の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげます。

(1) 対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合

対象児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際には、対象児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、関係児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めます。さらには、対象児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

(2) 対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

対象児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手

します。

(3) 児童生徒の自死という事態が起こった場合

自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して進めていくこととします。

8 調査結果の提供及び報告

市教育委員会または学校は、対象児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、対象児童生徒やその保護者、または関係児童生徒・保護者に対しても調査報告書の説明を行います。

これらの情報の提供にあたって、市教育委員会または学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはなりません。

また、調査報告書に対して、対象児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、対象児童生徒・保護者の意向を確認した上で、調査主体または調査組織の判断で、追加で調査を行うことを検討します。

なお、調査結果については、大和郡山市長に報告します。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、対象児童生徒またはその保護者が希望する場合には、対象児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとします。

9 調査結果を踏まえた対応

(1) 関係児童生徒に対する指導

調査結果において、いじめが認定されている場合、関係児童生徒に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにします。関係児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う必要があります。

(2) 調査結果を踏まえた再発防止

学校またはその学校の設置者におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、調査報告書により重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、学校として再発防止策を作成し、実施します。また、再発防止策を実効性のあるものとするため、市教育委員会の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うよう努めます。

10 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

上記8における調査結果の報告を受け、大和郡山市長は当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識または経験を有する第三者等による附属機関を設けて行います。その結果については、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら市議会に報告をします。

なお、この附属機関は、市教育委員会のもとに置くものとは別に市長部局に置くものとします。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

【再調査を行う必要があると考えられる場合の例】

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項または調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明をしていないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合（ガイドライン第12章のポイントより）

調査の進捗状況や再調査結果等については、対象児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。また、再調査結果を取りまとめた後は、必要に応じて関係児童生徒・保護者への説明を行います。

11 調査結果の公表

市教育委員会及び学校によるいじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、対象児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案するとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で適切に判断します。

大和郡山市長による再調査結果の公表については、行政パブリシティの観点から原則公表するものとします。

なお、調査結果を公表する場合、対象児童生徒・保護者及び、関係児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認します。

第5章 その他

「大和郡山市いじめ防止基本方針」は、国・県の動向や、市の実情に合わせて、必要な見直し等を行うものとします。